

「両立支援等助成金育児休業等支援コース（新型コロナウイルス感染症対応特例）」と
「小学校休業等対応助成金」の相違点について（ご案内）

	両立支援等助成金 育児休業等支援コース（新型コロナウイルス感染症対応特例）	小学校休業等対応助成金
主な支給要件	<ul style="list-style-type: none"> ・申請の対象となる有給休暇を取得できる制度の<u>規定化</u> ・小学校等が臨時休業等した場合でも勤務できる両立支援の仕組みの社内周知 ・対象労働者1人当たり4時間以上取得させたこと 	<ul style="list-style-type: none"> ・申請の対象となる有給休暇を取得させたこと（<u>規定化は不要</u>）
助成内容	<p>対象労働者1人当たり<u>5万円</u></p> <p>1事業主につき<u>10人まで</u></p> <p><u>1事業主当たり総額上限50万円</u></p>	<p>有給休暇を取得した対象労働者に支払った<u>賃金相当額(※)×10/10</u> (※)対象労働者1人につき、対象労働者の日額換算賃金額(注)×有給休暇の日数 (注)各対象労働者の通常の賃金を日額換算したもの(日額上限：13,500円(事業主の方から申請いただいた休暇日の最初の日から最後の日までの間(申請対象の労働者が複数いる場合は、休暇の開始が最も早い労働者の開始日から、終了が最も遅い労働者の終了日までの間)に緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置の実施区域であった地域に事業所のある企業については15,000円))</p> <p><u>人数上限なし</u></p> <p><u>1事業主当たり総額上限なし</u></p>
対象となる期間とその申請期限	<p><u>令和3年7月1日～9月30日</u> →申請期間：令和3年7月1日から11月30日まで</p>	<p><u>令和3年8月1日～10月31日</u> →申請期間：令和3年12月27日まで</p> <p><u>令和3年11月1日～12月31日</u> →申請期間：令和4年2月28日まで</p>